

市町職員研修事業助成金交付要綱

第1 趣旨

この要綱は、公益財団法人静岡県市町村振興協会（以下「この法人」という。）が、継続的な人材育成を支援するため、一般職の常勤職員の研修事業を実施する市町（政令指定都市を除く。）、一部事務組合、広域連合その他この法人の理事長（以下「理事長」という。）が認める団体（以下「市町等」という。）に対し、予算の範囲内において助成金を交付するために必要な事項を定める。

第2 交付の対象事業

交付の対象となる研修事業は、次のとおりとする。

- (1) 全国市町村国際文化研修所（以下「国際文化アカデミー」という。）が行う研修事業
- (2) 市町村職員中央研修所（以下「市町村アカデミー」という。）が行う研修事業
- (3) 自治大学校が行う研修事業
- (4) 一般財団法人全国建設研修センター（以下「建設研修センター」という。）が行う研修事業
- (5) 消防大学校が行う研修事業
- (6) 国土交通大学校が行う研修事業
- (7) 静岡大学防災総合センターが行うふじのくに防災フェロー養成講座

第3 助成金の額

- (1) 国際文化アカデミー 国際文化アカデミーに納付する研修受講経費。（ただし、受講経費の一部が他の団体から財源措置がなされる場合は、これを助成の対象から除外する。）
- (2) 市町村アカデミー 市町村アカデミーに納付する研修受講経費。
- (3) 自治大学校 自治大学校に納付する研修受講経費（納入金及び校友会費）。
- (4) 建設研修センター 建設研修センターに納付する研修会費及び宿泊費（建設研修センターの宿泊施設利用時に限る。）。
- (5) 消防大学校 研修毎の消防大学校に納付する入校経費。
- (6) 国土交通大学校 国土交通大学校に納付する寮費及び食費並びに研修受講に要するテキスト代及び教材費
- (7) 静岡大学 静岡大学ふじのくに防災フェロー養成講座に納付する講習料

第4 助成金の交付申請

研修事業を実施した市町等の長は、研修終了後速やかに、次の書類を理事長あて提出す

る。

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 受講決定通知書の写し

ウ 修了証書等の写し

エ 研修機関への納付金の請求書の写し（市町村アカデミー及び国際文化アカデミーは不要）

オ テキスト代及び教材費の請求書の写し（国土交通大学校の場合に限る。）

(2) 提出期限

研修終了から30日を経過した日又は当該事業年度の3月31日のいずれか早い日まで

第5 交付の決定

(1) 理事長は、市町等の長から交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定するものとする

(2) 交付決定後、当該市町等の長へ市町職員研修事業助成金交付決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

第6 助成金の支払

助成金の交付決定を受けた市町等の長は、速やかに市町職員研修事業助成金交付請求書（様式第3号）を提出する。

第7 補則

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年度の助成金から適用する。

2 市町職員研修事業助成金交付要綱（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

3 平成23年度中に交付決定した助成金は、この要綱により決定したものとみなす。

附 則

この要綱は、平成28年度分の助成金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年度分の助成金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

様式第1号

市町職員研修事業助成金交付申請書

第 号
年 月 日

公益財団法人静岡県市町村振興協会
理事長 様

市町等の長名
責任者：職・氏名
作成者：職・氏名

年度において、下記のとおり職員研修事業を実施したので、助成金を交付されたく
関係書類を添えて申請します。

記

1 助成金交付申請額 円

2 研修事業名等

研修機関名				
研修科目	所 属	職 名	氏 名	助成金額(円)

3 担当課等

担 当 課	
電 話 番 号	

様式第3号

市町職員研修事業助成金交付請求書

第 号
年 月 日

公益財団法人静岡県市町村振興協会
理事長 様

市町等の長名
責任者：職・氏名
作成者：職・氏名

金 円

ただし、 _____ 研修事業助成金

年 月 日付け静振協第 _____ 号により交付決定を受けた市町職員研修事業の助成金として、上記のとおり請求します。

【振込口座】

金融機関名	
支店名	
口座種別・番号	
口座名義	